

公益法人等に対する課税

(公益法人等に対する課税)

当Noは、公益法人等に対する課税(普通法人との違い)について概説する。

(ポイント)

- 公益法人等は法人税法上、原則的に収益事業のみ課税であり、非収益事業は課税対象とならない
- 収益事業のみ課税の公益法人等には、公益法人や一般法人(非営利型)(上記の公益法人等の「等」に含有)
- 公益法人等も、消費税は普通法人と同様に課税されるが、特定収入による課税仕入税額控除の制限がある。

1. 法人税法上の区分

法人税法では、日本国内の法人を①公共法人、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等、⑤普通法人(株式会社等)の5つに区分(法法2V~IX)したうえ、公共法人以外の法人は原則として法人税を納める義務がある(一部の法人は収益事業のみ)としている(法法4I II)。公益法人等は、さらに次頁の図のように細分される。

法人税法上の法人の種類と課税関係

法人の種類	代表例	課税関係
公共法人	国立大学、NHK等(法法別表第一掲載法人)	非課税
公益法人等	法法別表第二掲載法人	収益事業のみ課税
協同組合等	漁業/農業協同組合等(法法別表第三掲載法人)	全所得課税
人格のない社団等	法人でない社団等で代表者・管理人の定めがあるもの、町内会等	収益事業のみ課税
普通法人	上記以外の法人 一般事業会社等	全所得課税

2. 公益法人等に係る税金

公益法人等の収益事業に係る所得には、普通法人と同様に法人税や住民税、事業税が課されるが、非収益事業(公益目的事業等)のように課税対象とならない所得がある。その他、特別の規定、一定の要件を満たすと免除を受けられるもの等がある。消費税に関しては、普通法人と同様の課税となるが、公益法人等には寄附金収入や会費収入等の特定収入が多く、課税仕入税額控除が制限されることが特徴である。

3. 普通法人との違い

法人税等に関して、公益法人や一般法人(非営利型)は普通法人(株式会社等)と異なり、非収益事業には課税されず、収益事業のみが課税対象となる。法人住民税の均等割については、普通法人は資本金等の金額や従業者の数に比例して課税されるのに対し、公益法人等は最低税率または公益社団・財団法人で一定の要件を満たす法人は免除となる。また、一般社団・財団法人(非営利型)の受取利子等の源泉所得課税には注意が必要であり、普通法人は受取利子・配当等の源泉所得税は所得税額控除できるが、一般社団・財団法人の非営利型法人の非収益事業は法人課税所得の範囲外で全額負担する課税関係となる。

(裏面に続く)



公益法人等に対する課税

公益法人等に係る税金の種類及び普通法人との違い

	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人/非営利型	一般社団・財団法人/営利型	普通法人		
課税所得範囲	収益事業	全所得				
法人税率	2段階(25.5%・15%(注1))					
みなし寄附金	あり(所得の50%または限度額基準)	なし				
利子等源泉徴収	なし	あり				
法人住民税の均等割	最低税率(注2)	最低税率		都道府県: 2万円～80万円 市町村: 5万円～300万円 (注4)		
所得税額控除	× 源泉徴収されていないため控除税額なし	収益事業部分は○ 収益事業以外は× (注3)	○			
固定資産税・不動産取得税	公共性の高い施設等 は非課税	課税				
事業所税	収益事業部分のみ課税	課税				
印紙税(金銭又は有価証券の受取書)	非課税	定款等により剰余金の分配が禁止されているものは非課税	課税			

(注1)平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する資本金1億円以下の法人等の各事業年度については、年800万円以下は15%、年800万円超は25.5%

(注2)収益事業を行わない公益社団・財団法人で都道府県知事等が認めるものは免除

(注3)収益事業以外の事業等から生じる利子・配当等にかかる所得税については控除あるいは還付
または損金に算入される制度がないため、全額を法人が負担して課税関係が終了

(注4)法人の資本金等、従業員数に比例

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<収支相償と剰余金の解消理由>

公益法人が公益認定を維持するためには、毎事業年度において、財務3基準(収支相償・公益目的事業比率・遊休財産保有制限)を満たす必要がある。この点、とくに収支相償について頭を悩ませている法人が多いようである。内閣府が行ったアンケートによれば、平成27年4月以降提出の定期提出書類において、2割近くの法人で収支相償要件が充足できていないようだ。要件充足できないことが直ちに問題となるわけではなく、一時的には収支状況の見直し、剰余金の解消計画を定期提出書類に記載することで対応する。なお、当該解消理由としては、将来における公益目的事業の拡大や公益目的保有財産の取得が多いようだ。決算に向けて財務3基準充足の期中確認は重要であるが、その対応策を検討してもなお、収支相償の要件充足が困難と予想される場合には、翌期以降の剰余金の解消計画について検討が必要になる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。